

経済産業省

20180419貿局第2号
輸出注意事項30第10号
経済産業省貿易経済協力局

「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年5月1日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「水銀に関する水俣条約の締約国について」の一部改正について

「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成30年5月2日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 改正規定中ベルギーに係る部分 平成30年5月28日
- 二 改正規定中ドミニカ共和国に係る部分 平成30年6月18日
- 三 改正規定中英国に係る部分 平成30年6月21日

「水銀に関する水俣条約の締約国について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）

改正後	現 行
<p>特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成29年7月24日付け20170703貿局第1号・輸出注意事項29第13号）において規定する水銀に関する水俣条約の締約国は、下記のとおりとなります。</p>	<p>特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成29年7月24日付け20170703貿局第1号・輸出注意事項29第13号）において規定する水銀に関する水俣条約の締約国は、下記のとおりとなります。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、<u>ベルギー</u>、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、<u>ドミニカ共和国</u>、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、<u>ニジェール</u>、<u>ナイジェリア</u>、ノルウェー、パラオ、パナマ、ペルー、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、<u>英国</u>、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア</p>	<p>アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ノルウェー、パラオ、パナマ、ペルー、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア</p>